

「御救米」給付と社会——安政大地震とコレラ流行

東島 誠

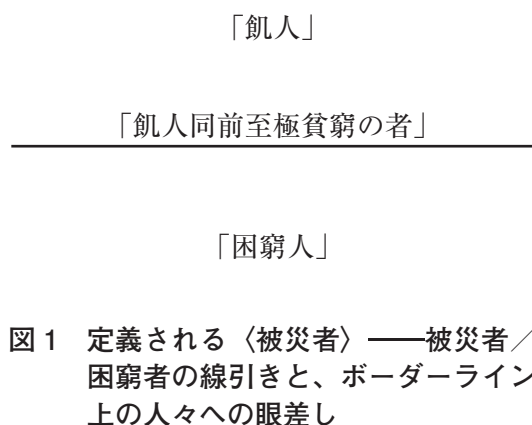
はじめに——東歴研大会報告以後

二〇一二年春の第四六回東京歴史科学研究会大会において私は、委員会企画「〈弱者〉の生存と『共同性』」の第一報告者として、「中世後期」近世都市にみる弱者と生存——合力の論理と排除の論理の関係性について」と題する発表を行った^①。その前提には、言うまでもなく二〇一一年の東日本大震災が存在する。本稿はそれから十年後の二〇二二年に公刊されるが、しかしながら、歴史上の「御救米」を取り上げるその背景事情として、COVID-19の感染拡大が継続し、「給付金」問題が改めて国家と社会の関係を浮彫りにしている、といった説明をつけることには、いささか抵抗がある。

なぜなら、この十年間の社会構造の変容を背景として、東歴研大会時とは問題のアクチュアリティの態様自体が変貌しており、学問的にも新たな語りの構えを求められるに至っているからである。

このことは、教育に携わる者としてはいつそう切実な問題である。史料から何を読み取るか、という基本的な事柄でさえ、ある年度の語りと次の年度の語りは、「少しも同じではない」^②。少なくとも歴史学を「生きた言説」たらしめんとする立場からすれば、これは当然のことである^{③④}。が、そうとわかつてはいいても、改めていま、右の東歴研報告を活字化した雑誌論文を再読すると、ふだん教室で語っている事柄が、そこには書

かれていなかった、ということに、自身衝撃を受けざるをえない。



東歴研報告の肝要は、図1のとおりである。一七三三年、享保の飢饉時に「飢人」＝被災者と「困窮人」＝日常的な困窮者の間に〈線引き〉が行われたことを明らかにするところに主眼があった。そしてその〈線引き〉の、まさにボーダーライン上にある「飢人同前至極貧窮の者ども」が、次なる救済対象として浮上していく過程を復原したものである。報告当時の最大の関心事は、委員会企画の事前レジュメでも指摘したよう

に、「災害は、〈不可抗力による（自己責任でない）弱者〉と〈自己責任に帰すべき弱者〉という「仕分け」の意識を増幅しやすい危険性をはらむ」ということ、しかもその構図が、被災者とホームレスの線引きという形で、東日本大震災においても再生産されていること、にあった。^⑤

もちろんその議論の重要性は、それから十年たったいまも揺らいでいないと信じるし、それどころか、そうした事柄を問題化してこなかった既存の、そして新参の「災害史研究」なるものへの苛立ちは、いまなお解消していない。が、にもかかわらず、私自身がそこに書いていた、と思っていた事柄を、私はこの論文の中に見出すことができなかつたのである。

それは、毎年のように教室で語ってきた、〈現場人〉の判断の重要性、という問題、窮状の訴えに直面した現場の担当者が、事態にどう向き合ったのか、当局の設定した〈ボーダー〉どおりに事案を処理したのかどうか、という問題のほうである。十年前の論文では、たしかに飢饉時の「黙止しがたい」現実の一方で、と述べてはいるが、それ以上の追究は行っていない。^⑥が、現在の私にとって、当局の設定した〈ボーダー〉を超えて「黙止しがたく」行動した、〈現場人〉の判断のほうが、より一層重要なことのように思われるのである。〈現場〉の判断の劣化した社会、良心に基づき行動することよりも、忖度することが報われる空気を、われわれは、この十年ほどのうちに、これほどまでに蔓延させてしまったからである。

そして、この事例と合わせて、私が「東日本大震災後に書かれた、真っ先に読むべき研究」、と教室で紹介してきたのが、一七四二年、荒川洪水時の在村知識人、奥貫友山の行動に着目した、渡辺尚志の一連の著作である。^⑧私が『へつながり』の精神史^⑨で強調した、「死角へのまなざし^⑩」を持って、周囲の空気に左右されず行動した友山の〈判断〉。あるいは同

じ洪水時に下流の江戸で、前日まで朝夕二度行われてきた焚出しが町奉行所によって夕一回に半減された時、にもかかわらず実際の現場では前日までと同じく朝配ったのだ、という一片の事実の背後に、どのような「黙止しがたい」判断があつたのか。「いま、歴史学に何が可能か^⑪」という問いに対し、可能なことは無数にあるはずなのだが、そのようなまざしを持った研究に出会うことは、残念ながらもなはだ稀である。

もちろん同じ批判は私自身にも向けられる。十年前の東歴研報告で論じえなかつたことを、今次書かねばならない。東歴研報告が、まだ江戸町会所のなかつた、つまりは政府による救済が当たり前ではなかつた時代に生み出された〈問題〉を、主として取り上げたのに対し、富の国家的再配分が当然のように行われるようになっていた幕末という時代、言うなれば、より今日的な状況に近い時代の〈問題〉を取り上げることによって、「歴史の追創造^⑫」の企てに参入することができれば幸いである。

I 安政大地震時と安政コレラ流行時の御救米人数を再検証する

i 問題の所在

では、ここによくやく、本稿の取り組むべき「問い」とその分析方針を述べることにしよう。その初発の「問い」としてはひとまず、幕府膝下の大都市江戸において、安政大地震（一八五五）時の町会所御救米と、安政コレラ流行（一八五八）時の町会所御救米とでは、果してどちらの給付人数が多かつたか、という、至極シンプルなところから始めよう。

じつはこの「問い」に答える先駆的な業績が、町会所御救と都市下

層民衆の関係から、大都市江戸を構造的に掘り下げた、吉田伸之の研究である¹²⁾。吉田によれば、一八五〇年代の町会所御救米の対象人数は、以下のとおりである。

① 嘉永四年（一八五二）二～五月 米価高直・風邪流行

その日稼ぎの者三八万一七四〇人に一万四二二五石余の御救米

② 安政二年（一八五五）十一～十二月 安政大震災

その日稼ぎの者三八万一二〇〇人に御救米

③ 安政五年（一八五八） 安政コレラ流行

貧民五二万三〇七六人に二万三九一七・八石の御救米

吉田が明らかにした、天保二年（一八三一）から七年（一八三六）に至る、飢饉その他の理由による臨時救済の対象者は、二七万八三五三人から四〇万九一六四人へと、毎年右肩上がりに上昇している。この点から考えると、①②は天保年間のピークを下回り、③はこれを大きく上回っていることになる。

安政大地震時の御救米受給人数の予想外の少なさ、安政コレラ流行時の予想以上の多さ、が、まずは気になるところであろう。うっかりすると、安政大地震における鯨絵流行など、所詮は余裕の産物であり、そこに庶民の「ゼロ願望」¹³⁾を読み込むこと自体の当否をも問われかねない。そしてもう一つ、安政コレラ流行は、三年前の大地震を上回る被災状況だった、というような単純な解釈をも、採用してしまいう危険を伴う。

さすれば、次に設定すべき「問い」は明らかであろう。その数字は本当か、である。そしてその数字が本当でない、のだとすれば、その表面上の数字からは、何を読み解くことができるのか。これがこの第一章で分析すべき事柄となる。

分析対象として、『江戸町触集成』に収められた史料の分析から始めること、言うまでもない。なお、さきの吉田の研究が公表された当時、同史料集は未刊であり、旧い『東京市史稿 救済篇』に依拠せざるをえなかった。よって本稿は、今日享受しうる豊富な史料を根拠に、吉田説の不備をあげつらうことを目的とはしない。複数の数字が伝わること自体、非常に興味深いことなのであって、その差分の持つ意味こそを、明らかにしたいのである。

ii 安政大地震時三八万一二〇〇人の根拠

二〇二〇年の近著において、杉森玲子は、「江戸大地震之図」の「雪の中の行列」に、御救米受給に並ぶ人々を見出す清新な研究を発表している¹⁴⁾。だが、安政大地震時御救米についての最新の研究である同書でさえも、『安政乙卯武江地動之記』に記された三八万一二〇〇人という、吉田の示した数値自体は堅持されている。逆に言えば、今日享受可能な豊富な史料をもつてしても、新たな総数を示しえない、ということだ。杉森はなぜか言及していないが、吉田説の誤りを正し、安政大地震時の「握飯から御救米」への推移を明確に示した研究としては、二〇一二年刊行の拙著がある¹⁵⁾。現時点の知見から、これを改めてまとめ直すと、次のとおりとなる。

① まず「握飯」焚出

実施期間 十月三日～十月十九日¹⁶⁾

『地震珍説集』¹⁷⁾は十二月晦日まで、二〇万二四〇〇人とするが、終了日は誤り)

② その後、格別困窮者に「御救米」

申請期間 十月二十日～十一月八日¹⁸⁾

実施期間 十一月十五日～十二月二十四日 三八万一二〇〇人（『安政乙卯武江地動之記』^⑨）

右のまとめの要諦は、①「握飯」焚出と②「御救米」とは、全く性格を異にする救済事業であり、端的に言って、①から②への移行は、第二章で詳しく論じ直すとおり、災害という事態の終結宣言に相当する、という点にある。つまり、「御救米」受給者とは、あくまで〈困窮者〉であつて、もはや安政大地震の〈被災者〉ではないのである。少なくとも幕府、町会所はそう認識していた、ということを理解しておく必要がある。

三八万一二〇〇人という数字が、もはや被災者数を示すものではない、とするならば、天保期に恒例化した臨時救済に比べ格別多いわけではない点からみても、その数値は少しも意外なものではないことになる。つまり、『安政乙卯武江地動之記』の記述は、「云々」が付された二次的な伝聞情報であるにもかかわらず、この数値にさほど疑うべき要素はないのである。

もつと言えば、『安政乙卯武江地動之記』の三八万一二〇〇人とは、安政大地震時に指定の人別雛形^⑩を用いて申請され振る舞われた、「御救米」の実数の総和（引換用の「札」を集計したもの）でも何でもなく、給付が期待された総人数として、江戸市中に流布した類のものではなかったか。その数値が、嘉永四年の米価高直・風邪流行時の三八万一千七四〇人とほぼ同数であることは、このことを推論させて余りある。

そしてこの推論を、いささか確信に近いものへと近づけてくれるのが、次の安政コレラ流行である。

iii 安政コレラ流行時五二万三〇七六人の根拠

吉田伸之がこれを五二万三〇七六人とした根拠は、仮名垣魯文の『安政千秋頃痢流行記』の記述である。同史料は、この間のコロナ禍の副産物として、現代語訳した本が急遽刊行されるなど、いまや一般にも身近な史料となっているが、じつは安政コレラ流行時の御救米人数の実数は、大地震時とは違って一次史料による確定が可能で、三六万七六〇三人である。^⑪ その内訳は次のとおりである。

惣人数	367,603 人
白米	13693.25 石
5 升もの	133,258 人
	6,662.9 石
3 升もの	234,345 人
	7,030.35 石

ここで「五升もの」「三升もの」とあるのは、それぞれ一日当たり五合、三合の十日分一括支給を受けた者を指し、これを単純に男女別で分けていないのは、労働年齢男性のみが五升、その他（女性・子供）が三升とされたからである。

とすれば、次に考えなければならぬのは、五二万三〇七六人という数字と三六万七六〇三人という数字の懸隔について、すなわち「仮名垣魯文は数字を盛ったのか？」という、第三の問いである。かの仮名垣魯文ならさもありなん、などと考えることは、果して妥当なのか。

そこでまず、仮名垣魯文の記載記事の計算を検証しておこう。

と記載されていなければならなかつたはずだ。つまり仮名垣魯文のデータに基づく計算では本来、総人数は吉田の言う②五二万三〇七六人ではなく、③五八万六五八〇人としなければならぬはずである。

ところがじつに興味深いことに、安政コレラ流行時の御救米人数が、計算上、五八万六五八〇人となる、別史料が存在する。もっともその史料にもまた大きな誤記があるのだが、じつはその誤記によって、思いがけない事実が浮かび上がってくるのである。その史料とは、近年展覧会図録を通じて容易に見ることができるようになった、『大日本数量附暴病

○同 女子廿七万五百六十人

とあるが、③正しい計算では、「貧民女・子」は

○同 女子廿万七千五十六人

右の通り、①史料の記載には明確な誤記がある。史料には、

①史料の記載
貧民男 316,020 人
1 人 5 升ずつ 15,801 石
貧民女・子 207,056 人
1 人 3 升ずつ 8,116.8 石
✕ 23,917.8 石 = 60,000 両
②史料の記載に基づく総人数
$316,020 + 207,056 = 523,076$
③正しい計算に基づく総人数
貧民女・子は、
$811,680 \text{ 升} \div 3 \text{ 升/人} = 270,560 \text{ 人}$
よって、
$316,020 + 270,560 = 586,580$

①史料の記載
窮民男 316,020 人
1 人 5 升ずつ 15,801 石
窮民女・子 27,056 人
1 人 3 升ずつ 8,116.8 石
惣✕ 28,697.8 石 = 60,000 両
②史料の記載に基づく総人数
$316,020 + 27,056 = 343,076$
③正しい計算に基づく総人数
窮民女・子は、
$811,680 \div 3 = 270,560$
よって、
$316,020 + 270,560 = 586,580$
④補足
$15,801 + 8,116.8 = 23,917.8$
よって総石高は、『頃痢流行記』の記述のほうが、計算が合う。

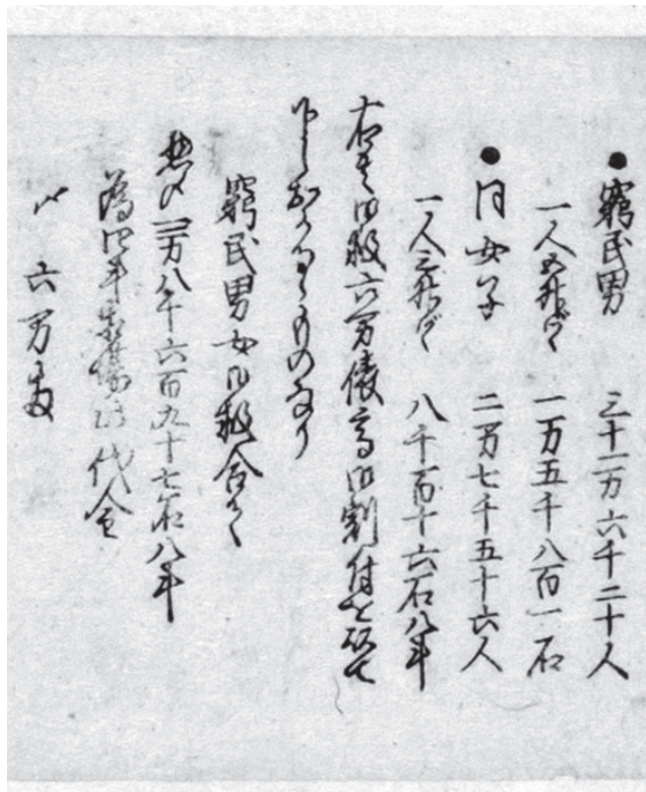


図2 『大日本数量附暴病御救人別之写』（一部分、あいおいニッセイ同和損保所蔵災害資料）

御救人別之写』である。²³

要するに、「●同女子 廿七万五百六十人」とあるべきところ、一桁間違つて「●同女子 二万七千五百六十人」と記述したのが、『大日本数量附暴病御救人別之写』だ、ということになる。

さすれば、これら両史料からは、次のことが明らかとなる。

- (1) A『頃痢流行記』、B『大日本数量附暴病御救人別之写』の数字情報は、いずれも誤記を含む。
- (2) Bの「二万七千五百六十人」との誤記に対し、Aは、一桁修正して「廿七万五百六十人」と正すべきところ、「二万」を「廿万」の誤記と誤断して「廿万七千五百六十人」と校した。そう考えるのがもっとも合理的である。
- (3) つまり、BがAよりも先に存在したことになるから、人数は仮名垣魯文の創作によって「盛られた」ものなどではなく、この人数情報自体は、それ以前から市中に存在していたことになる。
- (4) 刊記について、Aは「時に安政五戊午季穰九月」とあるのみだが、Bは「安政五年九月十日改正」とする点が注目に値する。実際の御救米給付は八月二十八日～十一月十四日。つまり最終的な人数を反映した公式データではなく、給付の初期段階に流布していた情報、ということになる。

iv 最初の数字と最終の数字には差がありうる、ということならば改めて問おう。五二万三〇七六六人、正しくは五八万六五八〇人という数字と、三六万七六〇三人という数字の懸隔を、どう説明すべきなのか。

一八五〇年代の江戸町方人口は、一般に、五五～五七万人程度とされることが多いから、五八万六五八〇人という人数は、ほぼ江戸町方総人

口に相当する。A『頃痢流行記』、またB『大日本数量附暴病御救人別之写』に共通する、「御府内(町方)惣人数」七一〇万一三一八人とするに至っては参考に値しないが、御救米五八万六五八〇人という数字は、江戸町方のすべての人が所定の人別書式に従って申請すれば、だいたいそれぐらいになる数なのであって、暫定的な数値としては、まったくありえない、というほどではないのである。むしろ、最終的に認定された人数が三六万七六〇三人であることは明らかであるから、これは、江戸市中の〈願望〉に属する数字であって、幕府、町会所御救への期待度を示す数値として市中に流布したものと見れば、かえってリアルな史料、と**言うべきではな**かるうか。

さきに指摘した、安政大地震時の三八万一二〇〇人という数字が、いかにもありそうな数字であることも相まって、これら二次史料には、かえって生々しいリアリティが含まれるのである。

v 申請と給付決定の間

安政コレラ流行時の御救米給付期間は、八月二十八日から十一月十四日まで。八月十七日、町会所年番の触によれば、申請期間は次のとおり、八月二十三日から九月五日までである。

御組合御支配限り、急速に御取り調べ、三才迄の小児は相除き、名
前年付等念を入れ、別紙雛形の通り、半紙縦帳に御認め、御支配限
り御出来次第、来る二十三日より来月五日迄の内、間違ひ無く御差
出し成さるべく候。もつとも近來度々御救御沙汰これ有り、打ち馴
れ居り候儀につき、自然麓漏の調べ方いたし、不相当のもの御書上
げ、追つて御聴き入れ御沙汰受け候ようにては相済まず候間、精々
御取調べ肝要に付き、急速に御打ち掛かり、御救御趣意行き届き候

よう御取り計らい成さるべく候。²⁴

右によれば、近來たびたびの御救米支給により、うち馴れ、粗漏の調べ方いたし、受給不相当の者の書上げをする風潮があったという。さらに十日後の八月二十七日、御救米支給開始の前日に至ると、すでに申請が膨れ上がっていたらしいこともうかがえる。

去る卯年十月震災にて御救米下し置かれ候節、不相当のもの書き上げ仕り、再調仰せ付けられ、まったく不相当の者書き上げ人数相減らし候場所、御座候につき、今般の儀は格別入念に取調べ候よう、仰せ渡され畏みたまつり候。²⁵

ここでは十日前より一歩進め、去る震災時には、再調査をさせ人数を減らして修正申告となった場所がある、との先例にも言及して、今次の申請を入念に吟味するよう、指導が入った旨を伝えている。

安政大地震時には、十月二十日から十一月十八日までの其日稼之者人別書上（極貧者申請）を経て、十一月十五日から十二月二十四日まで、比較的短期間で御救米の支給を終えているのに対し、安政コレラ流行では、八月二十三日から九月五日までの其日稼之者人別書上（極貧者申請）を経て、御救米給付開始から完了までに二ヶ月半かかっていることから、再調査に時間を要したことがうかがえよう。つまりそれは、おそらくは五十数万にも及んだ申請を、三六万七六〇三人に絞り込む作業だったのである。しかしながら、右の触の「仰せ渡され畏みたまつり候」なる、白々しい文言から透けて見えるように、よほどのことのない限り緩々の認定であったこともまた、事実であろう。

では、御救米申請の手続きがなかった頃、すなわち一七九二年の江戸

町会所設立以前において、被災者救済（焚出し）から極貧者救済（御救米）への移行は、どのようになされたか。言い換えれば、「下々困窮」「人々解体」の危機に身命を賭することを誓約した松平定信の町会所設立²⁶によって、果して「生きやすい社会」は現出しえたのか。この問いへと進むことにしよう。

II 「仕分け」と「不相当」の懸隔

——「貧窮者」が救済対象となる前提

i 問題の所在

百万都市江戸の半数が町方、その過半が都市下層民衆であって、町会所臨時救済の対象となる。これが天保期以降の「御救米」の基本イメージである。「貧窮者」であることが当たり前であって恥ではなく、「不相当」かまわず「至極貧窮者」対象の「御救米」を人別申請することが、当然視された社会と言ってもよい。それはまさしく、市中のメディアが五十数万人の受給申請を後押しする社会でもあった。審査も過半が通るぐらいに、相当に緩い。わずか十日分の糧に過ぎない、五升や三升の米を求めて人々は列をなし、その結果、驚くべきことに天明期に頻発した打ち毀しは、江戸では最後の最後、慶応期にいたるまで鳴りを潜めることになる。政府批判、社会批判の牙など、この程度の給付で、いとも簡単に消滅してしまうのである。

ところが一方、「はじめに」の図1で示した享保期にあつては、「貧窮者」であることは、「御救米」の対象外とされたのである。「御救米」を受給するには、明確に被災者であることが求められ、日常的な「困窮人」は対象外とされたのである。つまりここには、史料上の用語で言えば、

「仕分け」の時代と「不相当」の時代の懸隔がある、と予想されるのである。

第二章は、第一章に見た十九世紀中葉の安政期の状況と、十八世紀前半の享保期の状況の差異、すなわち「貧窮者」のインプリケーションの変容過程に着目することを通じて、町会所御救米という問題を再定位したい。

ii 〈被災者認定〉誕生の頃

——享保の飢饉で〈現場人〉はどう判断したか

そこです、享保期の状況を改めて描き直しておこう。「はじめに」で言及した、享保飢饉時の「黙止しがたく」の史料とは、次のものである。

〔江戸〕 御救米の儀、名主どもへ御渡し置かれ、飢人へとらせ候よう仰せ渡され候ところ、月行事などへ相渡し置き、不吟味なる致し方²⁸の者もこれ有る由、不埒に候間、名主ども吟味仕り、

〔京都〕 飢人同前至極貧窮の者どもへ御救米下し置かれ候間、町内改吟味書付差出すべき旨、きつと書付をもつて申す儀に候ところ、心得違い候や、または町内の者ども申す旨にまかせ、黙止しがたく、吟味を遂げず書附出だし候儀と相見え、これにより指出し候人数の書付は取り上げず候。²⁹

私は二〇一二年の論文では、右の史料引用につづけて、次のように述べた。

つまり飢饉時の「黙止しがたい」現実の一方で、当局側の論理では、「御救米」が「不吟味」のまま配給されているとして、緩い実態に対

する統制を強化しようとしている。ではそれぞれの当局は、何に〈線引き〉をしたがっているのだろうか。³⁰

そう述べたうえで、「困窮人へは無用いたし、飢人へばかりとらせ申すべく候³¹」という、〈線引き〉の論理を発見したのであった。

改めて問おう、ここで「不吟味」との指導が入った理由はなにか。江戸の史料からは、町名主が「御救米」の配分を月行事等に委ねてしまっていること、京都の史料からは「町内の者ども申す旨にまかせ」配っていることが読み取れるとおり、どう配るかは、〈現場〉に委ねられており、まさしく「緩い実態」、否、寛容すぎる実態があったからである。

ではなぜ、京都の町触にのみ、「黙止しがたく」の文言があるのか。それは、江戸が「飢人」への第一次救済で終わったのに対し、京都では、過日の「飢人」救済につづき、新たに「飢人同前至極貧窮の者」への第二次救済が実施されることになったからである。「緩い実態」とはいえ、〈被災者〉認定ボーダーライン（図1）が厳格に設定されたことにより、切り捨てられた人々は厳然と存在するのであって、それゆえボーダー付近の人々の救済に向けて、改めて〈現場〉での判断が求められた結果、まさしく「黙止しがたい」との判断のもと、給付しようとした〈現場人〉がいたこと。これこそを読み取らねばなるまい。「町内の者ども申す旨にまかせ」「吟味を遂げず」配ってはならない、というのは、あくまで触の主旨にすぎず、ただその字面だけを読み取っても〈死んだ言説〉しか紡ぎ得ないのである。

同様に、給付の現場は結構緩々であった、だとか、そんなふうには、これこそ「緩い」解釈をするなら、畢竟、享保期からも安政期からも、それこそ大差の無い歴史像しか浮かび上がってこないだろう。しかしながら、ここで改めて、享保の飢饉時にはじめて〈被災者〉認定ボーダー

イン（図1）が設定されたのだ、という重大な歴史的事実に向き合うならば、被災者／困窮者、国家責任／自己責任の（ポーター導入）の混乱、せめぎ合いの渦中にあった（現場）を、「吟味を遂げず」と見做す側から眺めるのか、それとも「黙止しがたく」判断した側から眺めるのか。一つの（選択）に立たされた瞬間、その感情の動きまでを、史料から呼び出すことが可能であろう。

こう考えるならば、受給資格に厳格なボーダーが導入されたことを機に、「御救米」をどう配るべきかが真剣に考えられた享保期京都の空気と、町会所御救という、半官半民のセーフティネットのもとで、「不当」かまわず申請し放題だった大規模御救米が実現していた安政期江戸を覆っている空気とは、相当に違うのであって、これを「似たようなもの」と一括することは、私には到底できない。

そう述べた上で、いよいよ最後の問いに移ろう。享保期と安政期の（落差）、「仕分け」の時代と「不相当」の時代の懸隔は、やはり、松平定信の町会所設置を画期とするのか、という問いである。

iii 出発点としての一七四二年

——災害救済における事態の終結宣言

二〇一二年の『つながり』の精神史³²は、松平定信から書き起こし、松平定信で結んでいる。翌年刊行した『日本の起源』では、町会所の側の側面にも言及しているから、別段私は、定信の政策を必要以上にオーヴァーレイトするつもりはない。実際、本稿で述べ来ったように、町会所というセーフティネットにより、江戸町方の大多数が容易に御救米申請できるようになった一方で、申請時点で五十数万、実数でも四十万弱に及ぶ御救米支給人数を目的の当たりにしては、次の二つの事実について考えざるを得ない。その一つは、吉田以降の研究が見据えてきたとおり、

大都市江戸が圧倒的多数の都市下層民衆に支えられている、という事実であり、いま一つは、〈貧困〉がノーマルで当たり前の分だけ、さらに下層の人々、最底辺の階層を見えづらくしてしまっている、という事実である。

だからこそ、東歴研報告では「貧困、弱者そのものが階層性をなしている」状況を重視したのだが、いまその眼差しへと立ち帰るならば、歴史上の一つの転機が、寛政改革期よりさらに遡ること一七四二年、寛保江戸洪水における〈事態の終結宣言〉にあったことに、改めて思い至らざるを得ない。それは、次の史料のことである。

一つ。助け船にて新大橋・両国橋へ追々召し連れ上げ候者ども、江戸に所縁もこれ無き者は当分非人溜へ遣し置き、追って本所筋水引き候以後、相返すべき段、申し渡し候ところ、溜へ罷り越し候も迷惑の旨これを申し、両国橋広小路に集まり罷り在り候につき、これまた相応に御施行給させ申し候。この分段々仕分け申し付け、⁽¹⁾本所筋水引き候場所の者はそれぞれにあい返し、⁽²⁾家居など潰れ所縁もこれなく、罷り帰り候ても一向渡世なりがたきについて、あい帰らざる者どもは、非人手下に相渡し候わば、⁽³⁾飢渴に及び候者これ有るまじく存じ奉り候。

右の傍線部(1)(2)のとおり、被災者を無理矢理「仕分け」した結果として、(3)「飢渴に及び候者これ有るまじく存じ奉り候」とは、所詮は公権力による災害の終結宣言（被災者ゼロ宣言）であるに過ぎない、というのが十年前の主旨である。被災者ももういない、いるのは「極貧の者ども」のみだ、という説明原理でもってここに登場するのが、〈極貧者〉なる概念なのである。

第一章ii節で述べたとおり、幕末の安政大地震の場合も、〈災害型〉救済時の初期対応である①「握飯」焚出（「御施行」）から、貧窮者への生活への手当として十日分一括で支給される、②「御救米」への移行が見られるが、この、①「御施行」から②「御救米」へ、という対応モデルが創出されたのが、じつは寛保二年の江戸洪水なのである。この時は、「御施行」が打ち切られた八月二十三日の時点で、「極貧の者ども」五九〇名に「御救米」給付が必要と判断され、以下の支給が行われている。

男二一七人。一人一日二合宛、三〇日分。
女三七三人。一人一日一合宛、三〇日分。^③

つまりは、男六升、女三升の一括支給であり、安政期より男の支給量が二割多いが、①「御施行」段階では、本所・深川筋の被災者に対し、ピーク時で一回につき一万人前の飯を焼き出していたことを考えると、(1)(2)の「仕分け」を通じて、対象者は五九〇人にまで絞り込まれていることが分かる。

もちろん、幕末の安政大地震時の、①「御施行」から②「御救米」への移行に際しても、寛保洪水時にいう、受給者の「仕分け」文言めいたものがまったくなく、というわけではない。しかしながらすでに、寛保期とはずいぶんニュアンスが違ってきており、文言の痕跡はすっかり風化し、そこに切迫感はない。安政大地震では、こういうのである。

町会所ほか四か所より焚出しの握飯配り方、当二十日よりあい止め候につき、野宿にて難洪の者どもは、最寄りの御救小屋入りを相願うべし。もつとも市中その日稼ぎの者どもの内、格別困窮の者どもへは、御救米下され候につき、その支配の名主方へ、早々申し立

つべきよう、町々へ申し通すべき旨、去る十九日、仰せ渡さるることこれ有り、御急達つかまつり候。^⑤

右に見える「野宿にて難洪の者どもは、最寄りの御救小屋入りを相願うべし」とは、寛保洪水時の「非人手下に相渡し候わば」といった、脅迫めいた文言とは、およそ異なったものである。それほどまでに町会所臨時救済としての御救米は、天保期以降、事実上恒例化していたし、つまりは安政二年十月二十日をもって、①被災者救済から②極貧者救済の日常業務へと移行した、というだけなのである。ただし今後は、所定の人別雛形を用いた申請手続きが必要、手続きは翌月八日までゆえどうぞお忘れなく、というわけだ。結果、寛保洪水では、当局の「仕分け」によって②「御救米」支給対象をさっさと絞り込んだのに対し、安政大地震では、①「御施行」終結後、申請手続きを経て、最終的に四十万弱の支給となったのである。

寛保江戸洪水と安政大地震とは、同じ〈災害の終結宣言〉でもこれだけ様相が異なる。しかしまた、一七四二年の寛保洪水で、①から②への移行モデルが誕生しなければ、安政大地震での①から②への移行モデルもまた、存在しえなかつたことは確かである。この二つの懸隔を、さらに埋める思考を続けよう。

iv 一つの論理反転

— 〈飢饉・疫病型〉被災と〈災害型〉被災の間

ここで注意しなければならないのは、おなじ徳川吉宗期の被災経験である、享保飢饉と寛保洪水の間にある、論理の反転だ。享保飢饉時に導入された「飢人」と「困窮人」間の厳格なボーダーライン、すなわち救うべきは「飢人」であり「困窮人」には配らず、とする思想。そしてそ

こから反転して、寛保洪水での、もはや救うべき「飢人」は世上におらず、存在するのは少数の「困窮人」のみ、とする思想の浮上。「飢人」＝被災者が存在する限り、「困窮人」は救済対象の埒外であり、「飢人」が存在しない、すなわち災害が〈終結〉した状況下では、数を絞った上で、「困窮人」が「御救米」の対象者となる。すなわち、この〈反転〉こそが、「困窮人」が救済対象となる、江戸後期の町会所御救米の、出発点なのである。そして、この「困窮人」を拡大解釈していけば、かの安政期の、爆発的で「不相当」と差し戻されるほどの申請状況が現出するのである。

享保飢饉と寛保洪水の間にある〈論理の反転〉、を理解する上で重要なのは、前者が〈飢饉・疫病型〉の被災であり、後者が〈災害型〉被災である、という至極シンプルな事柄である。①「御施行」から②「御救米」への移行モデルを取るのには、あくまで後者に限られており、当然のことながら、緊急性の高い①「握飯」は調理済だが、②「御救米」は未調理での支給である。享保飢饉では最初から「御救米」給付であるがゆえに、「困窮人」にまで「御救米」を配るべきかどうか、が争点となった。寛保洪水では緊急性の高い「御施行」を実施した上で、その打切り後の措置としての「御救米」給付ゆえに、ごく少数に絞り込んだ「困窮人」が対象とされたのである。

一七四二年を画期とする〈二つの反転〉の背後にある事情は右の通りであるが、お気づきの通り、享保飢饉も寛保洪水も、「飢人」を最優先の救済対象と見る点では一致している。つまりは享保飢饉時のポーター導入が招来した、本来同根の政策であること、言うまでもない。

さて、そうになると、十八世紀前半の様相とはまるで異なる、十九世紀中葉の安政大地震と安政コレラ流行では、この〈二つの型〉が「御救米」のありようをそれぞれどう規定したのか、という問いが生起しよう。〈災

害型〉被災の安政大地震が二段階を踏むことは記述のとおりだが、〈飢饉・疫病型〉の被災経験である安政コレラ流行の場合も、救済が①の段階を踏まず、はじめから②の形式を取る、という点では、十八世紀の享保飢饉と同じだ。

ところが、第一章ii節で取り上げた『地震珍説集』の記述に拠れば、安政大地震時の①「御施行」の受給者数は二〇万二四〇〇人で、これは、『安政乙卯武江地動之記』の伝える②「御救米」三八万一二〇〇人を遙かに下回っている。いずれも一次史料ではなく、かつ前者は終了日が事実と相違している点で数値の扱いには留保が必要であるものの、直接被災者への「御施行」よりも大規模「御救米」支給こそが、望まれた救済事業であった。そんな空気が、天保期の度重なる〈飢饉・疫病型〉の被災経験を通じて、〈災害型〉被災の安政大地震の場合においてさえ、江戸市中に広がっていた、そう考えざるを得ない。

まして、コレラ流行に至っては、そもそも〈飢饉・疫病型〉の被災経験である。つまり安政大地震時以上に、被災者が困窮者か、は、問題とならない状況だ。だからこそ、第一章で検証したように、大地震時をも上回る「御救米」申請ブームが、メディアの後押しを得て江戸市中を席卷したのである。そしておそらくは五十数万にも達したと思われる、多数の人別申請書が提出されることとなった。

おわりに

本稿はまず第一章で、一八五〇年代の安政大地震とコレラ流行時の町会所御救米の人数について、二次史料に見られる〈誤記〉情報を検証することを通じて、一次史料に残る給付実数確定以前に、大量の「極貧者」申請が所定書式を用いて行われ、市中メディアがこれを喧伝し、後押し

した事実を浮かび上がらせた。

つづく第二章では、一七三〇～四〇年代に、被災者／困窮者、国家責任／自己責任の〈ボーダーライン〉が導入されたことにフォーカスした十年前の東歴研報告を、現在の視点からリライトしつつ、十八世紀の状況と、町会所御救米が機能している十九世紀の状況の間に存在する、大きな懸隔こそを、今次の課題とした。すなわち、享保の飢饉で厳格な〈被災者認定基準〉が導入された結果、〈被災者〉認定を外れた「困窮人」には御救米給付せず、とされたにもかかわらず、安政期の町会所御救では、「極貧者」、否、実際には五十万を越える多数の「困窮人」の申請に対し、(一部差し戻しはあるものの)、大規模な給付が行われたのであり、「困窮人」の社会的位相をめぐるこの〈懸隔〉の背景事情として、(松平定信による町会所設置が重要な画期となることはもちろんだが、それ以上に)寛保洪水時の〈一つの論理反転〉が重要な出発点となることを指摘した。

最後にまだ一つ、答えていない問いがある、との指摘が予想されるので、これに答えておきたい。では結局、「困窮人」申請をすれば「御救米」を当たり前に享受しうるようになっていた安政期の社会と、厳格な〈被災者認定基準〉が導入され、対象者を徹底的に「仕分け」することが行われた享保・寛保期の社会とでは、いったいどちらが住みやすい社会であったのか、という問いである。

これについては、各人それぞれでお考えいただきたい、というのが率直なところである。『つながり』の『精神史』の叙述スタイルがそうであったように、歴史家が提供できるのはせいぜい、各人が自身の行動を〈選択〉する上で、真剣に考えるに値する、上質の素材までであって、それ以上でも以下でもない。しかしそうは言いつつも、本稿を読んでこられた読者には、厳格さの中に「黙止しがたい」という判断が生まれうるような〈現場〉に、なおこだわり続けたい、と私が考えていることなど、

自明のことであろう。つまり、「各人それぞれでお考えいただきたい」とは、各人がマジョリティに軸足を置いているか、マイノリティに軸足を置いているかで、まったく違ってくるのだから、そう言うほかないのである。^⑤

もう一点、蛇足を付ける。本稿では、享保・寛保期と安政期の間にあつた、天明期や天保期の検討を行っていない。さしあたり必要ない、より穏当に言うなら検討の優先度は低い、と考えたからであるが、必要と求められるなら、他日の課題としたい。

〔付記〕 本稿は、二〇二一年九月にオンライン開催された、「二〇二一年度歴史学入門講座(京都)」(主催Ⅱ歴史学入門講座実行委員会、共催Ⅱ日本史研究会)での講演、「いま、歴史学に何が可能か——『新しい中世3・0』問題の先に」のうち、第VI章「ひとつの実践」の内容を、加筆のうえ論文化したものである。本来であれば、『公卿会議——論戦する宮廷貴族たち』の著者である、美川圭先生の退職論集への寄稿としては、別稿「『公論』と『集議』——中世寺院社会における二つの近代」のほうが、より相応しい論題とは思われたが、同稿はすでに、別の論集に寄稿することが予定されているため、「コロナ禍」のもとでの最新の成果として、本稿を提出することとなった旨、ここに申し添える次第である。

註

① 東島誠「中世後期～近世都市にみる弱者と生存——合力の論理と排除の論理の関係性について」(『人民の歴史学』一九一&一九三号、二〇二二年)。

② この十年間の社会構造の変容に関しては、東島誠「三つの『新しい中世』と公共圏——一九九〇年代の歴史学的思考と現在」(花田達朗『公共圏——市民社会再定義のために(花田達朗ジャーナル)』コレクション第

- 3巻)「彩流社、二〇二〇年)を参照。
- ③ 東島誠「自由にしてケシカラン人々の世紀」(講談社選書メチエ、二〇一〇年)あとがき。
- ④ 東島誠「なげいま、「幕府」を問うのか?」(前編)(NHK出版ウェブマガジン「本がひらぐ」https://nhkbook-hiraku.com/n/d246dc11e8c4?magazine_key=ma38c879b5d14二〇二〇年、初出二〇一九年)。
- ⑤ 前掲註①拙稿のうち、一九一号掲載分。
- ⑥ 論文中の該当箇所は、第II章ii節にて改めて引用するが(後掲註⑳史料)、今次改めて確認すると、「飢饉時の「黙止しがたい」現実の一方で、当局側の論理では、」の部分は初稿段階で加筆されたもので、入稿段階にはそもそも言及自体がなかった点を付記しておく。
- ⑦ この「現場人」という言葉遣いについては、二〇一四年七月四日の市民講座「歴史災害から学ぶ」(東島誠の基調講演+姜尚中との対談、大宮ソニックシティ)が初出であり、「語り」の型の一つの契機となった、と考えている。
- ⑧ 渡辺尚志「洪水——『大水記』を読む」(『日本人は災害からどう復興したか——江戸時代の災害記録に見る「村の力」』農山漁村文化協会、二〇一三年)、「災害と『生存』——日本近世を対象として」(『人民の歴史学』二〇〇号、二〇一四年)。発表時期の近接する二稿であるが、「ただ恵み与えられていると感じることによる心理的負い目(や無力感)を和らげ、受け取る者のプライドを守る効果」のパーレン内が加筆されている点など、興味深い異同も見られる。なお、奥貫友山に関しては、太田富康「解題」(『日本農書全集』六七巻、農山漁村文化協会、一九九八年)、鈴木愛「一八世紀の在村知識人の思想形成——奥貫友山の遺書を中心として」(『書物・出版と社会変容』一〇号、二〇一一年)、『第三六回企画展 名主奥貫友山と寛保2年の大水害』(川越市立博物館、二〇一二年)も参照。
- ⑨ 東島誠『つながり』の精神史(講談社現代新書、二〇一二年)。
- ⑩ 東島誠「いま、歴史学に何が可能か——『新しい中世3・0』問題の先」(二〇二一年度歴史学入門講座(京都)、主催||歴史学入門講座実行委員会、共催||日本史研究会、二〇二二年九月十九日オンライン開催)。なお、「いま」と付けたのは、これに先行する、東島誠+與那覇潤「歴史学

「御救米」給付と社会——安政大地震とコレラ流行

- に何が可能か——『中国化』と『江湖』の交点」(『atプラス思想と活動』一二号、太田出版、二〇一二年、のち與那覇『歴史がおわるまえに』重刊書房、二〇一九年に、補正の上再収)を踏まえてのものである。
- ⑪ 丸山眞男と歴史の追創造、という問題系については、東島誠「著作解題『忠誠と反逆』——転形期日本の精神史的位相」(KAWADE道の手帖)丸山眞男』河出書房新社、二〇〇六年)、また「安丸良夫の『近代』と歴史の追創造」(『現代思想』四四巻一六号、二〇一六年)を参照されたい。
- ⑫ 吉田伸之「江戸町会所の性格と機能について」(『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、一九九一年、論文初出一九七三年)。なお、北原糸子「地震の社会史——安政大地震と民衆」(講談社学術文庫、二〇〇〇年、初出一九八三年)二六〇〜二六三頁の議論は、この吉田論文を踏まえていないなど、先行研究の扱いに疑点が残る。
- ⑬ 前掲註⑨拙著、二二三頁の図一〇、「鯰絵のなかのリセット願望」参照。
- ⑭ 杉森玲子「雪の中の行列」(『江戸大地震之図』を読む)角川選書、二〇二〇年)。
- ⑮ 前掲註⑨拙著、六八頁。
- ⑯ 『江戸町触集成』第十六巻、一五七三五号。
- ⑰ 『東京市史稿 救済篇第四』、四七四〜四七五頁。国立国会図書館蔵写本、二二九一—一、十一丁表〜十三丁表とは本文に異同がある。
- ⑱ 『江戸町触集成』第十六巻、一六七三六号。
- ⑲ 『東京市史稿 救済篇第四』、四七四頁。『東都地震記』東京都立図書館所蔵写本、東〇二七七—〇〇七(三〇)、三二丁表(TOKYOアーカイブ)で確認した。なお、著者斎藤月岑の日記(『斎藤月岑日記』東京大学史料編纂所写真帳六一七三—三四二)を見る限り、この数字情報の典拠は不明である。
- ⑳ 前掲註⑱史料。
- ㉑ 篠原進・門脇大・今井秀和・佐々木聡「安政コロリ流行記——幕末江戸の感染症と流言」(白澤社、二〇二一年)。
- ㉒ 『江戸町触集成』第十七巻、一六一七六号。
- ㉓ 京都文化博物館「伝える——災害の記憶 あいおいニッセイ同和損保所蔵災害資料」(NHKサービスセンター、二〇二一年)一四〇号、一一四

- 一五頁掲載。図2の写真掲載にあたっては、所蔵者である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の許諾を得た。深甚の謝意を表す。
- ②4 『江戸町触集成』第十七卷、一六一三二号。以下、本稿での史料引用は、すべて読み下して掲出する。
- ②5 『江戸町触集成』第十七卷、一六一四三号。
- ②6 前掲註⑨拙著、四頁。
- ②7 「受ける」ことと「恥」という問題系については、前掲註⑨拙著、七一～七六頁、また一九二頁を参照。
- ②8 『江戸町触集成』第四卷、六二七〇号、四三三二頁。
- ②9 『京都町触集成』第二卷、五七三三号。「黙止しがたく」の前に、読点を追加して読み下している。
- ③0 前掲註①拙稿のうち、一九三三号掲載分。
- ③1 前掲註②史料に続く部分の文言である。
- ③2 東島誠＋與那覇潤『日本の起源』太田出版、二〇一三年、一六六～一六七頁。
- ③3 『享保撰要類集』十八上ノ上(国立国会図書館デジタル化資料六一・七一～七二)。
- ③4 『享保撰要類集』十八上ノ下(六二・四二～四三)。
- ③5 前掲註⑧史料。
- ③6 この、立ち位置、立脚点の問題については、前掲註①拙稿「安丸良夫の『近代』と歴史の追創造」、また「内村鑑三と超党派の思考」(『内村鑑三研究』四七号、二〇一四年)「はじめに」をも参照されたい。

(本学文学部教授)